

# 中学生必見!

# がにつておくべき

アルバイトや社会に出た時知っておくべき 「働くルール」 がこれー冊に。

# はじめに

働くことは人生の大きな節目のひとつです。

この冊子では、これから社会に出て働こうとするあなたが、最低限知っておくべきルールを紹介します。

働く上でのルールを知ることで、今後アルバイトを始める、就職する会社が「きちんとルールを守っている会社なのか」をあなた自身でみきわめることが出来ます。

一人ひとりが、働く上でのルールをしっかり身に付ける ことが大切です。

困ったときもきっと役に立つことと思います。

じっくり読んで、いつでも読み返せるよう、大切に残しておいてください。

# 一目次一

<b>第1 早 はしめた</b>
自分でできることは自分でしよう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
社会人になるための5か条・・・・・・・5
性の多様性について理解を深めよう・・・・・・・・・・・7
第2章 働く前に知っておきたい基本ルール
項目 働く条件・働く契約・・・・・・・8
第3章 働くときのルール
2項目 賃金(最低賃金)····································
3項目 労働時間、休憩時間、休日····································
4項目 時間外労働と割増賃金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5項目 年次有給休暇・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6項目 職場のいじめ・嫌がらせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4章 会社をやめるときのルール
7項目 解雇·退職······20
まとめワーク・・・・・・・22
コラム 気をつけよう!ブラックバイト・・・・・・・24
まとめワーク 解答・・・・・・・・・・・・25
知っておこう!困ったときの相談場所!・・・・・・・・・・・・26

# ◆自分でできることは自分でしよう

こういうことにチャレンジしてみよう!!

- ①朝、一人で起きることができる
- ②家族にあいさつをしている
- ③近隣の方や学校(職場)の人にあいさつができる
- ④自分の衣服は自分で準備や片付けができる
- ⑤約束の時間を守ることができる
- ⑥自分の部屋の掃除は自分でする
- ⑦家の仕事(食事の準備や片付け・ゴミ出しなど)をしている
- ⑧スマホやゲームなどの使用時間を自分で管理できる
- 9自分の気持ちをコントロールできる
- ⑩困った人がいたら声をかけることができる
- ①公共マナーを守っている
- (2)周囲の人(家族、友人、お年寄りなど)に気配りができる

# さまざまな人たちが生活している社会で生きる ~「共生社会」~

「共生社会」は、さまざまな人々が、すべて分け隔てなく暮らしていくことのできる社会です。障がいの有無や、性別にかかわらず、お年寄りも若い人も、すべての人がお互いの人権(私たちが幸福に暮らしていくための権利)や尊厳(その人の人格を尊いものと認めて敬うこと)を大切にし、支え合い、能力が発揮されている活力のある社会を共有していくことが何よりも大切です。

また、事業者には法律で「合理的配慮の提供」が求められています。働く上での「合理的配慮の提供」とは、障がいのある人が直面する困りごとに合わせて職場などで行われる対応のことです。

配慮が必要とされる人の困りごとは一人ひとり異なります。職場で困ったことがあれば、まずは上司など周りの人に相談しましょう。

#### 社会人になるための5か条

中学校卒業後は、高校に進学する人、働く人など、進む道は人それぞれですが、いずれは社会に出て、働くことになります。

社会にはいろいろなルールやマナーがあるので、覚えておきましょう。

#### 第 | 条 あいさつ

コミュニケーションの入り口として、まず身に付けておきたいのは、時と場合 に応じたあいさつです。

- ・朝 「おはようございます」・昼 「こんにちは」
- ・夜 「こんばんは」 ・先に帰る時「お先に失礼します」

#### 第2条 身だしなみ

時・場所・場合にあった身だしなみをしましょう。

日常の服装、頭髪などに気を配ることで、職場での印象は変わります。

- ・頭髪(寝癖が付いていないか)・歯磨き、洗顔・爪の長さ、汚れ
- ・服装・靴の汚れ・ハンカチ、ティッシュペーパー

### 第3条 時間の管理や持ち物の整理

- ○準備時間も考え、起床時刻・自宅の出発時刻を決めているか
- ○始業時間(仕事を始める時間)までに準備は整っているか
- ○緊急時の対応(電車の遅延·運休など)
  - ・連絡ができるように会社の電話番号を控えているか
  - ・事前に代替手段(代わりの方法)の確認はできているか
- ○時間の管理と気持ちの切り替え
  - ・遅刻せずに出勤できているか
  - ・就業時間と休憩時間の切り替えができているか
- ○持ち物の管理
  - ・整理整頓ができているか・忘れ物がないか

# 第4条 体調管理

自分の体調は自分にしか分かりません。毎日働くためには、しっかりと生活リズムを整えることが大切です。

体調が悪い時に無理をすると、一緒に働く人に心配をかけたり、仕事のミスにもつながったりするので、日ごろから、睡眠や食事、休養をきちんと取りましょう。

#### 第5条 ビジネスマナー

○ルールを守る

働く上での、就業規則というルールがあります。必ず守りましょう。

○報、連、相

仕事を円滑に進めるために上司への「報告」「連絡」「相談」をしっかりしましょう。

○仕事中の態度

仕事の進め方や考え方にちがいがあった時は冷静に話し合ったり、上司 に相談したりしましょう。また休憩中であっても、職場の人やお客様に見ら れているかもしれないということを意識して行動しましょう。



#### 性の多様性について理解を深めよう ~性的マイノリティと LGBT~

性的マイノリティ(少数者)の代表的なカテゴリーであるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとって「LGBT(エル・ジー・ビー・ティー)」と表現され、性的マイノリティの総称としても使われています。

また、性的指向「SO(セクシュアルオリエンテーション)」や性自認「GI(ジェンダーアイデンティティ)」がはっきりしない人や、揺れ動く人、あるいは性的指向や性 首認を持たない人もいます。また、「LGBT」と「そうでない人」というような、はっきりした境界があるわけではありません。

人はみんなちがい、個性があるから尊く、人それぞれの個性が生かされて社会ができています。ちがいを認め、互いの人権を尊重しあう社会を共に築きましょう。 ~大切なのは、その人がどれにあてはまるかを考えることではなく、その人が何に困

っているのかを一緒に考えることです~

大阪府 HP「性的マイノリティの人権問題について」

https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/sogi/index.html



メ モ ~気づいたことを書いておこう~

# |項目 働く条件・働く契約

# 労働条件について、このように言われました。 あなたならどうしますか?



# ☆まず確認! 働くときの約束事(労働契約、労働条件)

○<u>雇われて働くときには会社と約束を行います。これを労働契約といいます。</u> 口頭での説明でもかまわないことになっていますが、約束内容をはっきり させるため、できるだけ文書(紙)でもらいましょう。



- ○また、会社は人を雇うときは次のことを文書で示さないといけません。
  - ①いつからいつまで、何時に出勤して何時までどこで何をするか、②休憩時間は何時からなのか、③休みは何曜日なのか、④給料をいくらもらえて、支払日はいつか、⑤働く場所と内容の変更範囲、⑥働く期間が決まっている場合は更新(続けること)があるのか、その回数の上限および判断の基準等です。口約束(ロ頭)での説明だけでいいものもありますが、大切な事柄は文書(「労働条件通知書」といいます)で示さないといけません。
- ○労働契約 (労働者と会社との約束内容)を会社が勝手に変えることはできません。変える場合は、お互いに納得することが必要です。
- ○会社は次のことを、性別を理由として差別してはいけません。
  - ①募集・採用 ②配置・昇進・降格・職種変更・パートへの身分変更など
  - ③福利厚生 ④教育訓練 ⑤定年・解雇・退職勧奨・労働契約の更新の有無
- ○学校に校則があるように、会社でも働くルールを決めたものがあります。これを 就業規則といいます。10人以上働いている会社では雇い主は就業規則を 作り、働く人がいつでも読むことができるようにしておく必要があります。



○自分がどういう約束(労働契約・労働条件)で働くのか、必ず確認しましょう。



労働基準法とは労働者の労働条件に関して、**最低限の基準**を定めた法律です。この法律の基準に達しない労働条件は無効(効力がないこと)となり、労働基準法で定められている基準が適用されます。

# 2項目 賃金(最低賃金)

働いて受け取る賃金(給料)はとても大事! 法律にもいろいろな決まりがあります。



※賃金などの労働条件は労働者の合意なく変えることはできません。

# <sup>ちんぎん</sup> **賃金とは**?

賃金とは、給料・手当・営与(ボーナス)などの呼び方にかかわらず、雇う人が 働く人に対して「働いたことの対償として支払うすべてのもの」をいいます。

賃金(賞与などを除く)の支払方法は·・・

①通貨で、②直接労働者に、③全額を、④毎月 | 回以上、⑤一定の期日を定めて 支払わなければならないことになっています。

# ◆最低賃金

雇い主は働くすべての人に最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない ことが、「最低賃金法」で定められています。

大阪府の最低賃金は時間額 1,064 円です(令和5年10月1日時点)。



最低賃金は毎年、都道府県ごとに決められ、 最低賃金額も都道府県によって違います。

# ポイント!! - 賃金の未払い -

もし賃金を支払ってもらえなかったり、賃金が労働契約で約束した額より少な かったり、最低賃金以下の金額だった場合、それらは無効であり、本当に貰える 額との差額を請求できます。また、口約束でも契約は成立します。

自分で会社に請求してもダメな場合は、給与明細や賃金の決め方がわかる ろうどうけいやくしょ ろうどうじょうけんつうちしょ しゅうぎょうきゃく 書類(労働契約書、労働条件通知書、就業規則など)、働いた日数や時間数 がわかる書類(タイムカードのコピー)などの関係書類をそろえて、労働基準 監督署に申告できます。

# 3項目 労働時間、休憩時間、休日

# 働き過ぎは心身の健康を害します!



#### 労働時間とは?

労働時間とは、「働く人が、雇う人の仕事の指示のもとにある時間」のことで、働く人は、その時間は仕事をしなければなりません。

#### 労働時間は、法律で次のように決まっています

- Ⅰ日の労働時間=8時間以内(休憩時間を除く)
- | 週間の労働時間=40時間以内(休憩時間を除く)





Ⅰ 日の労働時間が8時間を超 えていた場合は割増賃金を支 払ってもらう必要があります! 詳しくは次のページへ!

### ◆休憩時間

会社は働く時間が1日に6時間を超える場合は少なくとも 45 分間、 8 時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を労働時間中に与 えなければなりません。

# ◆休日

労働契約において、「労働義務がない」とされている日をいいます。 会社は労働者に対して、「毎週少なくとも | 日」か、「4週間を通じて 4日以上」の休日を与えなければなりません。

#### はかんがいろうどう わりましちんぎん 4項目 時間外労働と割増賃金

# 残業したら賃金は割り増しされます! でも、働きすぎは NG!



◆時間外労働とは: 所定労働時間または法定労働時間を超えて働くこと

◆深夜労働とは : 午後 10 時~午前 5 時の間に働くこと

◆休日労働とは : 法定休日に働くこと

※所定労働時間とは、会社で決めた労働者が働くこととなっている時間、法定労働時間とは、法律で決められた働く時間のこと、法定休日とは、法律で定められている休日のことをそれぞれいいます。

※法定時間外労働、深夜労働、休日労働を働く人にさせた場合、会社は、通常の 賃金より割増した賃金(割増賃金)を働く人に支払わなければなりません。

# ◆割増賃金の割増率

区分		割増賃金率		
時間外	原則 (1日8時間超、1週40時間超)	2割5分以上の率		
労 働	I か月 45 時間を超える場合	2割5分を超える率(努力義務)		
	Iか月 60 時間を超える場合	5割以上の率 サービス		
休日労働	h	3割5分以上の率 残業	753	
深夜労働	(原則午後 10 時~午前5時)	2割5分以上の率	7	
※アルバイトやパートタイム労働者も対象です。				



# 5項目 年次有給休暇

# アルバイトには年次有給休暇がない?



# 年次有給休暇とは?

賃金をもらいながら、自分の希望する所定労働日(働く日)に休みを取ることができる制度で、労働基準法で定められています。

◆取得条件: 雇われた日から6か月継続して働き、働く日の8割以上

出勤した人

◆取得理由 : 利用目的は問われることなく取得できます

※ただし、会社の正常な運営をさまたげる場合、会社は別の日に休暇を変更させる ことができます。

#### 〈年次有給休暇を与える日数〉

勤続年数 週所定 労働時間	6か月	l 年 6か月	2年 6か月	3年6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月 以上
5 日または 週 30 時間以上	10日	日	12日	14日	16日	18日	20日
週 30 時間未満 4 日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	二日
2日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

会社は、取得条件を満たしたすべての労働者 (パート・アルバイトなどの非正規労働者も含む) に、年次有給休暇を与えなければなりません!



# ポイント!!

# - 年次有給休暇の時効 -

年次有給休暇の時効(権利がなくなるまでの期間)は2年間です。 年次有給休暇を与えられた日から2年が経過すると、なくなってしまいます。

# 6項目 職場のいじめ・嫌がらせ

# 嫌がらせを受けたとき、 どのように対応すればいいのでしょうか?



#### 職場とは?

- しゅうぎょうばしょ ・就 業場所(働く場所)・出張先・取引先の会社・社用車(会社の車)
- ・接待などで利用する場所・顧客の自宅 などがあげられます。

#### 主な職場のいじめ・嫌がらせの種類

#### ◆パワーハラスメント(パワハラ)

職場での立場が上の人(※)からの、業務上必要かつ、相当な範囲を超えた暴力や暴言、職場でのふさわしくない言動により、働きづらくなること。

※使用者、上司、先輩、長年働いている人など、同僚が対象となることもあります。

#### \*例えば・・・

・身体的暴力(なぐる・けるなど)・精神的暴力・暴言・仕事を与えない等

#### ◆セクシュアルハラスメント(セクハラ)

職場で行われる性的な言動(言葉・行動)に対して、拒否や抵抗をしたことによって解雇、降格などの不利益を受けることや、性的な言動によって、働きづらくなること。

## \*例えば・・・

・体に触れる・性的な関係を求める・性的な話をする等

# ◆マタニティハラスメント(マタハラ)/ケアハラスメント(ケアハラ)

妊娠や出産などに関する制度の利用や、育児休業、介護休業制度の利用について、上司や同僚などの言動によって働きづらくなること。

できれば、なるべく相手に「やめてください」と意思表示!!

記録(いつ、どこで、なにをされて、どう感じたか)や、証拠を残し、それを基に雇い主(社内窓口、人事部、総務部など)に改善を求めましょう。改善されない場合は外部(p26参照)へ相談しましょう。

# 7項目解雇・退職

# 解雇・退職とは何?



# 解雇とは

会社が一方的に労働者を辞めさせることです。

正当で納得できる理由がないと、会社は自由に解雇できません。

※期間の定めのある契約(契約社員など)の場合、その期間は、労働者と 会社双方で「その期間働きます・雇います」という約束をしています。

よって、会社からの一方的な解雇は約束違反となり、例えば、「会社が災害で事業を続けられない」、「労働者が会社のルールをわざと守らなかった」等の「やむを得ない理由」がなければ解雇できません。

また、会社は解雇をする日より30日前までに労働者に予告をする必要があります。 予告がない場合は(30日-解雇日までの日数)分の平均賃金(1日あたりの賃金の 平均)を支払う必要があります。

# 退職とは?

労働者が自らの意思で、会社を辞めること。

# ◆期間の定めのない労働契約 (正社員など) における退職 会社の同意は必要なく、いつでも退職をすることができます。

退職の意思表示をした日から 2 週間経てば、辞めることができます。 就業規則 (p9参照) などに「退職の I か月前までに申し出ること」などの決まりがある場合でも、2週間経てば辞められるのが原則ですが、 一満に (争いなく) 退職したい場合は、会社のルールに沿って辞めるのが望ましいでしょう。

# ◆期間の定めのある労働契約(契約社員など)における退職

原則、期間の途中では退職できません。ただし、「やむを得ない理由(重大な病気やケガなど)」がある場合は辞めることができる場合があります。

約束した契約期間の途中で勝手に辞め、会社に損失を与えると損害賠償責任 (弁償など)が生じる場合もあります。会社とよく話し合い、円満に退職しましょう。

	まとめワーク	
右	下の から適切な言葉を選んで穴埋めをしましょう!	
QΙ	とは、雇い主が「雇います」、働く人が「働きます」と 双方に合意することです。口約束(口頭)でも契約は成立します。 ☞p9 をチェック	
Q2	とは、会社の労働条件や規律を統一的に定めたもの(ルール)です。 ■p9 をチェック	
Q3	賃金は、直接労働者に、__で、__を、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければなりません。                ▼p11をチェック	
Q4	労働時間の上限は、法律で、1日 時間以内(休憩時間を除く)、1週間の労働時間は 時間以内(休憩時間を除く)と定められています ⊫p13をチェック	۲,
Q5	会社は、法定労働時間を超えて働いた労働者に原則 割 分以上の割増賃金を支払わなければなりません。	
Q6	雇われた日から継続して	
Q7	パワーハラスメントは、使用者や上司からだけではなく、や、長年働いている人からのハラスメントも含まれる。 <b>☞</b> p19をチェック	

Q8	解雇とは、	が一方的に		を辞めさせること	<b>ごです。</b>	
					☞p2lをチェック	7
Q9		労働契約は	は、いつで	も退職することか	<b>ヾ</b> できます。	
	会社の	がなければ退	職できな	いというものでは	はありません。	
					☞p2lをチェック	7
					·	
QI	) [	労働契約	は、原則、	期間の途中では	は退職できません。	,
					☞p2lをチェック	7

40 / 就業規則 / 通貨 / 労働契約 / 会社 / 全額 期間の定めのある / 8 / 6 / 労働者 / 同意 期間の定めのない / 8 / 2 / 同僚 / 5





# 

# 気をつけよう! ブラックバイト

本来、学生の本分である学業と生活補助のためのアル バイトとの適切な両立が求められています。

「ブラックバイト」と呼ばれるアルバイトの雇い主は・・・



# チェック!

- ! 採用時に約束した以上(たとえば週三日と約束した のにそれ以上)のシフト(勤務日)を入れる。
- ! 試験の準備期間や試験期間に一方的にシフトを入 れる。
- !「人手が足りない」などの理由で学生を休ませない。
- ! 退職を申し出た学生に対し「ノルマ(目標)」や「罰 金」を理由に辞めさせない。

このような状況から学生が学業に専念できず留年・退 学に追い込まれるケースがあります。

これらのポイントを理解したうえでアルバイトに臨むよう にしましょう。

何かあった際はすぐ相談しましょう(p26参照)。

# まとめワーク 解答

- QI 労働契約
- Q2 就業規則
- Q3 通貨、全額
- Q4 8,40
- Q5 2,5
- Q6 6,8
- Q7 同僚
- Q8 会社、労働者
- Q9 期間の定めのない、同意
- Q10 期間の定めのある

間違えたところは もう一度確認しておこう!!



# 知っておこう!困ったときの相談場所!

いずれの相談機関も相談は無料です。

#### ◆大阪府 労働環境課(労働相談センター)

どこに何を聞いていいのか分からないとき、質問したい時、

。 疑問に思ったことがあれば、**まずはこちらにご相談ください!** 

9:00~18:00 毎週木曜日は20:00まで

TEL:06-6946-2600 (詳しくは裏表紙へ)

https://roudou-soudan-center.pref.osaka.lg.jp/



### ◆大阪労働局 総合労働相談コーナー

労働問題に関するあらゆる分野の相談の受付をしています。

(労働条件、解雇、いじめ・嫌がらせなど)

9:00~17:00 毎週火曜日は18:00まで

TEL 0120-939-009 / 06-7660-0072

https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-

roudoukyoku/roudoukyoku/kanren\_shisetsu/corner.html



# ◆ハローワーク(公共職業安定所)

職業相談、職業紹介・指導、職業訓練の受講あっせん、 雇用保険の給付(仕事探し、失業給付、職業訓練など) https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-hellowork/



# ろうどうきじゅんかんとくしょ ◆労働基準監督署



https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-

roudoukyoku/hourei\_seido\_tetsuzuki/roudoukijun\_keiyaku/list.html

#### ◆年金事務所

厚生年金、国民健康保険に関するお問い合わせ先です。 https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/osaka/



# ◆全国健康保険協会 (協会けんぽ) 大阪支部

健康保険、国民健康保険に関するお問い合わせ先です。 https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka/



#### しょうがいしゃしょくぎょう ◆大阪障害者職業センター

障がい者に対する専門的な職業リハビリテーションサービスや事業主に対する相談、地域の関係機関への助言・援助を行っています。



https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/osaka/

#### しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん ◆障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るために、就業及び日常生活の支援を行っています。

また、社会生活上の支援を必要とする障がいのある方に対して、地域の雇用関係機関や、福祉関係機関と連携を図り、基礎訓練から就職・職場定着に至るまでの指導・助言・その他の支援を行っています。



https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/shuupotsu.html

型った時は一人で悩まず 相談してみよう!



# 大阪府 労働環境課(労働相談センター)のご案内

この冊子では基本的な事柄を紹介しています。具体的な問題については、個別に相談しましょう。どこに何を聞いていいか分からない時、全体的に質問したい時は、まず私たちにご相談ください!

# ◆労働相談

相談方法	利用時間	問い合わせ・予約先
		(労働相談)
	(日常相談)	06-6946-2600
	月曜日~金曜日	(※セクハラ・女性相談)
泰红 工业	午前9時~午後12時15分	06-6946-2601
電話·面談	午後1時~午後6時	※ご希望により女性相談員の対応も
	(夜間相談)	可能です。
	毎週木曜日:午後8時まで	(テレワークサポートデスク)
		06-6946-2608

※オンラインによる相談も受け付け中。詳細は右記 QR コードまで→

## 「労働相談チャットボット」

上記電話・面談での相談に加えて、チャットボットでの相談も実施しております。 24 時間、365 日、6 言語による労働相談が可能となります。 詳細は右記 QR コードまで→

# 「働く前に知っておくべき7項目」

本冊子のデータ版をダウンロードいただけます。 ワード版、PDF版、漢字にルビを振ったものを掲載しています! 詳細は右記QRコードまで→

### 労働相談センター発行の冊子について

労働に関する基本的な考え方や対応のポイントについて、 より詳しく知りたい方は、当センター発行の各種啓発冊子も 参考にしてください。 詳細は右記 QR コードまで→









